

選 択 約 款

時間帯別バリュープラン（東京電力エリア）

2025 年 6 月 1 日実施

株式会社 GR コンサルティング

本 則

1 適用

- (1) この選択約款の時間帯別バリュープラン（東京電力エリア）は、当社が別途定める電気供給約款[供給電圧が低圧のお客さま用]（以下「基本約款」といいます。）の従量電灯の適用範囲に該当し、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) この選択約款は、基本約款とあわせて適用いたします。

2 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- (1) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この選択約款により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、この選択約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この選択約款によって受けた電気の供給とみなします。
- (2) 需要場所における負荷設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- (3) 需要場所における負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、需要場所における負荷設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまとの協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまとの協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

3 時間帯区分

(1) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(2) お客さまが希望される場合は、(1)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前 9 時から午後 9 時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

4 料金

料金は、基本料金、電力量料金および基本約款の別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額の合計といたします。なお、燃料費等調整額は、基本約款の別表 2（燃料費調整）により算定された燃料費調整額と、基本約款の別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）により算定された離島ユニバーサルサービス調整額と、基本約款の別表 4（卸電力調整）により算定された卸電力調整額、および容量拠出金負担額の合計とし、料金表に定める基準単価・係数等は当社バリュープランの定めを適用いたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	255 円 69 銭
-----------------	------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

時間帯区分が 3(1)イの場合、1 キロワット時につき	40 円 04 銭
時間帯区分が 3(2)イの場合、1 キロワット時につき	41 円 51 銭

ロ 夜間時間

時間帯区分が 3(1)ロの場合、1 キロワット時につき	30 円 37 銭
時間帯区分が 3(2)ロの場合、1 キロワット時につき	32 円 00 銭

5 その他

その他の事項については、基本約款の従量電灯にかかわる規定によります。

附 則

この選択約款は、2025 年 6 月 1 日から実施いたします。



2025 年 6 月 1 日
株式会社 GR コンサルティング
